

FTSE Blossom Japan Index

v2.9



目次

Section 1 Introduction.....	Error! Bookmark not defined.
Section 2 Management responsibilities	Error! Bookmark not defined.
Section 3 FTSE Russell index policies	Error! Bookmark not defined.
Section 4 Eligible securities.....	Error! Bookmark not defined.
Section 5 ESG data inputs.....	Error! Bookmark not defined.
Section 6 Periodic review of constituents	Error! Bookmark not defined.
Section 7 Changes to constituent companies	Error! Bookmark not defined.
Section 8 Corporate actions and events.....	Error! Bookmark not defined.
Section 9 Industry classification benchmark (ICB)	Error! Bookmark not defined.
Section 10 Index weighting.....	Error! Bookmark not defined.
Appendix A Foreign exchange rates	Error! Bookmark not defined.
Appendix B Climate subsector groups	Error! Bookmark not defined.
Appendix C Further information.....	Error! Bookmark not defined.

セクション1

はじめに

1. はじめに

- 1.1 本書は、FTSE Blossom Japan Indexの運営および算出に係わる基本ルールを説明したものです。本ルールのコピーは www.lseg.com/en/ftse-russell/ から入手できます。
- 1.2 FTSE Blossom Japan Indexは、FTSE Japan Indexと業種（ICBセクター）ニュートラルにしつつ、明確な環境・社会・ガバナンス（ESG）のグローバル基準を満たす日本企業のパフォーマンスが反映されるように設計されています。
- 1.3 FTSE Blossom Japan Indexは、インデックス設計にESGファクターを考慮します。詳細はセクション4を参照してください。
- 1.4 当インデックスは、米国ドルおよび日本円で算出されます。
- 1.5 本インデックスのプライスリターン・インデックスとトータルリターン・インデックスは、終値ベースで算出されます。トータル・リターンは、配当込みベースで算出されます。なお、配当金は企業公表値を適用します。
- 1.6 FTSE Russell**
- FTSE Russell はFTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited（およびその子会社FTSE Global Debt Capital Markets Inc.ならびにFTSE Fixed Income Europe Limited）、FTSE Fixed Income LLC、FTSE (Beijing) Consulting Limited、Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited、Refinitiv Limited、Beyond Ratingsの商標名です。
- 1.7 IOSCO**
- 1.7.1 FTSEは、FTSE Blossom Japan Indexは2013年7月に公表されたIOSCOの金融ベンチマーク原則を満たしていると考えます。
- 1.8 FTSE Russellは、FTSE Russellのコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックスの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックスを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックスの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックス利用者に対し表明するものです。
- 1.9 本インデックスに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックスの長所を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell（または、これらの基本原則の作成および発行に関係するすべての人）は、以下による結果について、個人の被った損失、損害、請求、費用について一切の責任を負いません。
- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは

- 当基本ルールの不正確、および/もしくは
- 当基本ルールに記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは
- インデックスまたはデータの構成銘柄を組成する際の何らかの不正確性。

セクション2

運営・管理責任

2. 運営・管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSEはインデックス・ベンチマークの管理者です。¹

2.1.2 FTSE Russellはインデックスの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックスの定期的な見直しを行い、その結果によって必要な変更を行う
- 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェイト変更を公表する
- インデックスを配信する

2.2 基本ルールの改訂

基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に継続的に反映することができるよう、同ルールはFTSE Russellによる定例見直し（少なくとも年1回）の対象になります。基本ルール大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Boardは、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.1 FTSE Russell Equity IndicesのStatement of Principlesに規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関してFTSE Russellが決定を下す場合、Statement of Principlesに則って実際の決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russellはその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などを見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

¹ 本文書でアドミニストレーターという言葉は、金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、[2016年6月8日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011（欧州ベンチマーク規制）](#)、また、[ベンチマーク（改正および経過規定）（EU離脱）規則2019](#)（英国ベンチマーク規則）における定義と同義で使用されます。

セクション3

FTSE Russell インデックス ポリシー

3. FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照下さい。

3.1 コーポレート・アクション及びイベント・ガイド

3.1.1 コーポレート・アクションおよびイベントによる構成企業の変更の詳細は、以下のリンクからご覧いただけるコーポレート・アクションおよびイベント・ガイドをご参照下さい。

[Corporate_Actions_and_Events_Guide.pdf](#)

3.2 FTSE Russell時価総額加重株価指数の Statement of Principles (Statement of Principles)

3.2.1 インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russellは、インデックス構築に対するFTSE Russellの基本的考え方をまとめた原則声明(Statement of Principles)を参照して適切な取り組みを決定します。Statement of Principlesは毎年見直され、FTSE Russellにより提案される変更事項はFTSE Russell Policy Advisory Boardに提出後、議論され、最終的にはFTSE RussellのIndex Governance Boardにより承認されます。

原則声明は、次のリンクからご覧いただけます：

[Statement_of_Principles.pdf](#)

3.3 お問い合わせ、苦情、異議申し立て

3.3.1 インデックスの構成銘柄である企業（またはその代理人）、構成銘柄となることが見込まれる企業（またはその代理人）、政府機関、または業として活動する組織においてインデックスを利用する者による10人以上のグループは、FTSE Russellの決定に対して異議申し立てを行うことができます。

FTSE Russellの苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます：

[Benchmark_Determination_Complaints_Handling_Policy.pdf](#)

FTSE Russellへの異議申し立てのプロセスは、次のリンクをご参照下さい：

[Appeals_Against_Decisions.pdf](#)

3.4 取引停止または市場閉鎖の際のインデックス取り扱い方針

3.4.1 取引停止または市場閉鎖の際のインデックスの取り扱いに関するガイダンスは、次のリンクをご参照下さい。

[Index_Policy_for_Trading_Halts_and_Market_Closures.pdf](#)

3.5 顧客が市場または有価証券の取引ができない場合のインデックス取り扱い方針

3.5.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[Index_Policy_in_the_Event_Clients_are_Unable_to_Trade_a_Market_or_a_Security.pdf](#)

3.6 再計算方針とガイドライン

3.6.1 何らかの不正確さが認識される際、FTSE Russell は、FTSE Russellインデックス再計算ガイドラインに定められたステップに沿って、ひとつのインデックスまたはインデックス・シリーズ全体を再計算すべきか、また関連データ・プロダクトを改定すべきかを決定します。FTSE Blossom Japan Indexの利用者は適切な媒体を通じて、その通知を受けることになります。

詳細はFTSE Russellの再計算方針とガイドラインを参照のこと。

以下のリンクからFTSE Russellウェブサイトでご覧いただけます。またはinfo@ftserussell.comにお問い合わせください。

[Recalculation_Policy_and_Guidelines_Equity_Indices.pdf](#)

3.7 再計算方針とガイドライン – ESGデータとスコア

ESGデータ商品の不正確さが認識される際、FTSE Russell はESGデータ商品を再計算すべきと決定する文書に記述されるガイドラインに従います。

[Recalculation_Policy_and_Guidelines_ESG_Products.pdf](#)

3.8 FTSE Russellのベンチマーク・メソドロジーの変更

3.8.1 FTSE Russellのベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい:

[Policy_for_Benchmark_Methodology_Changes.pdf](#)

3.9 FTSE Russellのガバナンスの枠組み

3.9.1 これらインデックスの監修にあたり、FTSE Russelでは、プロダクト、サービス、テクノロジーの管理を行うガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる3つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融ベンチマークのIOSCO原則²、欧州ベンチマーク規則³、また英国ベンチマーク規則⁴への準拠を確実にしています。FTSE

Russellガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい:

[FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf](#)

3.10 リアルタイム・ステータスの定義

3.10.1 インデックスのリアルタイム・ステータス定義の詳細を掲載する以下のガイドをご覧ください。

[Real Time Status Definitions.pdf](#)

² IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013.

³ 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける2016年6月8日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011。

⁴ ベンチマーク（改正および経過規定）（EU離脱）規則2019。

セクション4

適格有価証券

4. 適格有価証券

4.1 適格ユニバース

4.1.1 FTSE Japan All Cap Indexの構成銘柄⁵ (親インデックス) をFTSE Blossom Japan Indexの組入れユニバースとします。

4.1.2 Japanese Real Estate Investment Trusts (J-REITs) (Real Estate Investment Trusts ICB 351020) は、FTSE Blossom Japan Indexへの組入れには不適格とします。

4.1.3 FTSE Blossom Japan index構成銘柄は親インデックスで適用されるのと同じ投資適格比率を有することとなります。FTSE Blossom Japan Indexは、流動性、株式の取引停止、計算方法などにおける基準において、親インデックスの基本ルールに従います。

4.2 FTSE ESGスコア

4.2.1 FTSE Blossom Japan Indexは、定められた閾値以上のESGスコアを有する企業のパフォーマンスを測定するものです。FTSE RussellのESGデータモデルによる総合ESGスコアは、FTSE Blossom Japan Index構成銘柄を決定する基本ベースとして使われます。

4.2.2 総合ESGスコアは、基本となるピラーとテーマのエクスポージャーとスコアに分類されます。ピラーとテーマは、300以上の個別調査項目の評価に基づいて構成され、各企業の事業内容に応じて適用されます。FTSE Japan All Cap Index各銘柄のFTSE ESG総合スコアを、「5」を最高スコアとする0~5の範囲で評価します。

4.2.3 FTSE RussellのESGデータモデルの目的は、スコアを付された企業が外的環境に及ぼす影響を（テーマおよびピラーのエクスポージャーを介して）測定すること、スコアを付された企業のリスク・エクスポージャーまたはESG関連リスクへの耐性を（ピラーおよびテーマのスコアを介して）測定することの両面から、企業の「ESGエクスポージャーとパフォーマンス」を査定することです。FTSE RussellのESGデータモデルでは、ESGの課題に対する企業のエクスポージャーと管理について、投資家は多面的に理解することができます。詳細は[guide-to-ftse-and-third-party-sustainable-investment-data-used-in-ftse-russell-indices.pdf](https://www.ftserussell.com/guide-to-ftse-and-third-party-sustainable-investment-data-used-in-ftse-russell-indices.pdf)にてご覧いただけます。

4.2.4 総合ESGスコアが3.3以上の銘柄をFTSE Blossom Japan Indexに組入れます。

4.2.5 総合ESGスコアが2.9未満、あるいは、高エクスポージャーと判断されるESGテーマにおいて、スコアが「ゼロ」の評価を受けたFTSE Blossom Japan Indexの銘柄は、FTSE Blossom Japan Indexから除外される可能性があります。

4.2.6 閾値には、企業のサステナビリティ実践の進展と、投資家をはじめとするステークホルダーの期待を反映させる目的があります。

⁵ 2020年12月付で、FTSE All World Japan IndexからFTSE Japan All Cap Indexに変更。

4.2.7 構成銘柄がインデックス・レビュー時にセクション4のインデックス適格性基準を満たさず、1年後のインデックス・レビュー時にもやはり適格性基準に達しない場合、その銘柄は除外されます。インデックス・ユーザーに対してはクライアント通知により、除外される可能性のある銘柄リストを提供します。FTSE Russell は、こうした構成銘柄企業に対しても、インデックスから除外される恐れがある旨を伝えるよう適切な取り組みを行います。

4.3 原子力発電事業および乳児用母乳代替ミルク製造業

4.3.1 上記の組入れ基準に加え、異論の多い製品やサービスを提供する事業内容の企業では、より高い組入れ基準を満たす必要があります。

- 原子力発電に関係する企業は、FTSE Blossom Japan Indexに組入れられるためには、健康及び安全に関するテーマに適用されるセクター特定指標を一つ以外全て満たす必要があります。
- 乳児用粉ミルクおよび母乳代替ミルク製造に関係する企業は、FTSE Blossom Japan Indexに組入れられるためには、顧客に対する責任に関するテーマに適用されるセクター特定指標を一つ以外全て満たす必要があります。

4.4 不祥事のモニタリング

FTSE Blossom Japan Indexにおける不祥事に対する評価は、当該指数シリーズを構築するESGスコアを補完するものです。不祥事評価による企業の扱いは、当該企業がその時点で構成銘柄であるかどうかにより異なってきます。

4.4.1.1 現在FTSE Blossom Japan Index の構成銘柄でない場合

深刻な不祥事を起こしていると特定される企業は、FTSE Blossom Japan Index の銘柄選定時に新規選定対象外となります。

そのような企業のリストは、ESGに関わる不祥事の深刻さや批判、当該企業自体及び当該企業が世界で展開するプロジェクトに対する申立てを体系的に分析した上で、当該企業不祥事の深刻度合いが決定されます。深刻度合いに基づき企業にランキングが付され、グローバル（FTSE All Cap Indexの構成銘柄）のランキングと比較して最も深刻な申立てを受けているとされる上位5%が、銘柄見直し時のリストに登録されます。当該リストには、世界最大手のアセットオーナー(管理下の総資産高で上位40位内)が現在、環境・社会・ガバナンスにおける懸念により、ポートフォリオから除外している企業も登録されます。

4.4.2 FTSE Blossom Japan Index の既存構成銘柄である場合

FTSE Russellでは、FTSE Blossom Japan Index の既存構成銘柄企業が関与する不祥事をニュースでモニタリングします。

既存構成銘柄企業の不祥事評価は、不祥事の深刻度合いに基づいたリスク・エクスポージャーと、不祥事に対する企業の対応度合いに基づくスコアにより決定されます。

これらの評価の結果、不祥事の深刻度合いが高く、対応が遅いと評価された企業は、FTSE Blossom Japan Index への組入れが2年間停止されます。

当該企業が2年間の組入れ停止期間後、再度FTSE Blossom Japan Index への組入れ対象となるためには、ESGにおける全ての組入れ基準を満たし、不祥事に適切に対応し、同様に不祥事再発防止に向けた適切な措置が講じられていることが証明される必要があります。

4.5 高エクスポージャー・テーマで低評価を受けた企業

4.5.1 高エクスポージャー・テーマで「ゼロ」あるいは「1」の評価を受けた企業はFTSE Blossom Japan Indexに組入れられません。

4.6 気候関連要件

4.6.1 FTSE Blossom Japan Indexへの継続的および新規の組入れを査定するときに、⁶気候変動スコアの最低基準値が付与されます。採用基準値は、企業がICB分類の一次影響または二次影響に指定されているかどうかにより決定されます。一次および二次のICBサブセクターは、付録付録Bに掲載しました。

一次影響サブセクター	気候変動スコア3が必要
二次影響サブセクター	気候変動スコア2が必要

⁶ 2021年6月より

セクション5

ESG データ入力

5. ESG データ入力

5.1.1 以下のESGデータセットがインデックス・シリーズ構築に使用されます。

ESG データ入力	説明	組み入れ、ウェイト、除外に使用 ⁷
FTSE ESGスコア	FTSE RussellのESGスコアとデータモデルでは、ESGの課題に対する企業のエクスポージャーと管理について、投資家は多面的に理解することができます。詳細は以下をご覧ください。 https://www.lseg.com/en/ftse-russell/esg-scores and Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices	選定
FTSEの行動に関するデータ	問題となる行動やダイバーシティに直接的・間接的に関与する企業活動によるFTSEの除外リスト。詳細は以下をご覧ください。以下文書のセクション7 Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf	除外
行動に関するデータ - RepRisk	RepRisk Index (RRI) は、企業の評判に関わるESGリスク・エクスポージャーを取得・定量化します。詳細は以下をご覧ください。 https://www.reprisk.com/news-research/resources/methodology	除外

5.1.2 本インデックス（インデックス・シリーズ）に使用されるFTSE Russellおよびサードパーティ提供のESGデータについて、詳しくは以下のガイドをご覧ください。

[Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices](#)

これらESGデータ入力に使われるデータおよび基準についての情報も掲載されています。これらデータには推定データも含まれます。

5.2 ESG Metrics

5.2.1 代表部規則（EU）2020/1816付則に列記される環境・社会・ガバナンス（ESG）ファクターのスコア、価値に関しては、FTSE Russellの[ESG Metrics](#)ウェブサイトを参照してください。

メトリックスのメソドロジーと計算について、詳細は以下のリンクからご覧ください。

[持続可能性データおよびESGデータ](#)

[ESG開示メソドロジーおよび計算ガイド](#)

⁷ 定義 組み入れ - 構成銘柄の選定またはランク付け、また最低スコアや閾値ウェイトの計算にESGデータを使用 ウェイト - インデックス中の銘柄のウェイト計算にESGデータを使用 除外 - インデックスからの銘柄除外に SIデータを使用

セクション6

構成銘柄の定期的見直し

6. 構成銘柄の定期的見直し

- 6.1 FTSE Blossom Japan Indexは、年2回、6月と12月に見直しが行われます。
- 6.2 インデックス見直しには、3月の最終営業日（6月の見直し）および9月の最終営業日（12月の見直し）までに公開された年次報告書と企業サステナビリティ・レポート（CSR）または総合レポートに基づくFTSE ESGデータが使われます。インデックス見直しに先立つESGデータに組入れるため、全レポートとも同じ財務年度に公開されたものとします。CDPに報告を行う企業であれば、3月または9月の最終営業日までにアクセスできるよう、FTSE Russellにも同じレポートを入手可能とすることが求められます。
- 6.3 インデックス見直しは、見直し有効日の4週間前の月曜日の営業終了時の市場データを使って行われます。ESGデータ入力の基準日はFTSE Russellインデックスに使われる[Guide to FTSE and Third Party ESG Data](#)に掲載されます。
- 6.4 FTSE Blossom Japan Indexの定期見直しによる変更事項は、6月および12月の第三金曜日の業務終了後に適用されます（すなわち、翌営業日より有効となります）。

セクション7

構成銘柄の変更

7. 構成銘柄の変更

7.1 除外および新規組入れ

- 7.1.1 ある組入れ銘柄がFTSE Japan All Cap Indexからも除外された場合は、FTSE Blossom Japan Indexからも除外されます。除外はFTSE Japan All Cap Indexの除外と同時に行為、そのウェイトはFTSE Blossom Japan Indexの残存銘柄に比例配分されます。また、FTSE Blossom Japan Indexからの除外銘柄は、定期見直し期間以外に別銘柄に入替えられることはありません。
- 7.1.2 FTSE Japan All Cap Indexへの新規組入れ銘柄（ファスト・エントリーでも通常の評価エントリーでも）は、FTSE Blossom Japan Indexの定期見直し時点で、FTSE Japan All Cap Indexに組入れられて少なくとも6カ月以上が経過する場合、FTSE Blossom Japan Indexへの組入れ候補銘柄と見做されます。

セクション8

コーポレートアクションおよびイベント

8. コーポレートアクションおよびイベント

8.1 コーポレートアクションおよびイベントによる組入れ銘柄への変更についての詳細は、次のリンクから「Corporate Actions and Events Guide for Market Capitalisation Weighted Indices」をご覧ください。

[Corporate_Actions_and_Events_Guide.pdf](#)

コーポレートアクションとは、株主に対するアクションを言い、株価は落ち日における調整に影響されます。株価は配当落ち日の調整に従います。これらには、次の事項が含まれます。

- 資本の払い戻し
- ライツ・イシュー / エンタイトルメント・オファー
- 株式化
- 分割 / 併合
- 無償新株発行（資本化または無償交付）

コーポレートイベントとは、インデックス・ルールに即してインデックスに影響を与える可能性のある企業ニュースを言います。例えば、政策投資家が組入れ企業の株式の売却を発表したとします。これは、浮動株比率の変動要因となり、インデックス調整が必要となる場合は、FTSE Russellが調整のタイミングを通知します。

8.2 発行済み株式

発行済み株式数の変更に伴う調整は、「コーポレートアクションおよびイベント・ガイド」の記載に基づきます。

8.3 合併、買収、スピノフ

8.3.1 FTSE Blossom Japan Indexに組入れられた2企業が合併した場合、またはFTSE Blossom Japan Indexの組入れ企業が、他の組み入れ企業に買収された場合、存続企業がインデックスに残ります。

8.3.2 FTSE Blossom Japan Indexの組入れ企業が、インデックス外の企業を買収した場合、買収後の存続企業がインデックスに組入れられます。

8.3.3 組入れ企業がインデックス外の企業に買収された場合、存続企業はFTSE Blossom Japan Indexから除外されます。存続企業の適格性は、買収から少なくとも6か月が経過した後に行われる定期見直しにおいて、分析・評価が行われます。

8.3.4 組み入れ企業が分割されて2社以上になった場合、新企業がFTSE Blossom Japan Sector Relative Indexの構成銘柄として維持されます。当該企業の適格性は、分割から最低6か月以上が経過した定期見直しにおいて、分析・評価が行われます。

8.3.5 重大なイベントが発生した場合、FTSE Russellは臨時会議を招集し、当該コーポレートイベントから生ずる事態を評価・分析しFTSE Blossom Japan Indexの適格性に照らした助言を行います。FTSE Russellは、その結果として、1社または複数の企業のFTSE Blossom Japan Indexへの組み入れが不適格である状況であると判断する可能性があります。

8.4 取引の中止

取引中止についての規則は、「コーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

セクション9

業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark : ICB)

9. 業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark : ICB) ⁸

9.1 分類構造

9.1.1 ICB に規定されているとおり、産業、スーパーセクター、セクター、サブセクターに分類されます。

9.1.2 ICBの詳細については、FTSE Russellからご入手いただくか、FTSE Russellのウェブサイト (www.lseg.com/en/ftse-russell/http://www.ftserussell.com/) からご参照ください。

[Industry_Classification_Benchmark](#)

⁸ FTSE インデックスは、2022年3月に新しいICB分類システムに移行しました。

セクション10

インデックスウェイト

10. インデックスウェイト

10.1 FTSE Blossom Japan Indexは、インデックス・ウェイト・メソドロジーに基づく見直しを、年2回（6月・12月）行います。

1. FTSE Blossom Japan IndexにおけるICB産業に基づく各産業ウェイトは、FTSE Japan All Cap Indexにおける産業ウェイトと同等です。
2. FTSE Blossom Japan Indexの個別銘柄iの最大ウェイト W_i^{Max} は、FTSE Blossom Japan Index全体の時価総額の15%か、FTSE Japan All Cap Index内のウェイトの20倍 W_i の、どちらか小さい方とします。

$$W_i^{Max} = \text{Min}(0.15, 20 \times W_i)$$

各産業ごとの上限値 IC_k は、個別銘柄ウェイトの最大値の総和になります。

$$IC_k = \sum_i W_{ik}^{Max}$$

産業kにおける全銘柄について

3. 産業ごとのウェイト目標値 ITW_k は、上記 IC_k かFTSE Japan All Cap Indexにおける当該産業ウェイト IW_k 、のどちらか小さい方とします。

$$ITW_k = \text{Min}(IC_k, IW_k)$$

産業ごとのウェイト目標値 ITW_k は調整して $ITWN_k$ とされその総和が1となる様にします。調整後の超過分（ $ITWN_k - IC_k > 0$ ）はそれ以外の産業セクターに比例配分されます（ $ITWN_k - IC_k < 0$ ）。このプロセスは、すべての産業セクターで条件が満たされるまで繰り返されます。

4. FTSE Blossom Japan Indexの W_{ik}^{final} 各産業のk構成銘柄のウェイトには、産業ウェイトの目標値を反映させます。

$$W_{ik}^{final} = W_{ik} \times ITWN_k / IW4G_k$$

$IW4G_k = \sum_i W_{ik}$ とは、ユニバースにおける産業kの業種ウェイトです。その上で、個別銘柄のウェイトが上限を超過した場合は、同産業内の別銘柄に比例配分されます。すべての銘柄で条件を満たすまで、これが繰り返されます。

- 10.2 インデックスウェイトの見直しには、6月および12月の第一金曜日のコーポレート・アクションに伴う調整済みの終値を適用します。インデックスウェイトの変更は、6月および12月の第三金曜日の引け後に行われます。この際、Shares in Issueおよび浮動株は当該見直し月の第三金曜日の次の月曜日のそれを使用します。

付録 A

外国為替レート

FTSE Blossom Japan Indexの算出に使用される外国為替レートは、WM/Refinitiveのリアルタイム・スポットレートです。

全てのインデックス計算の基本通貨は日本円です。日本円以外で表示された銘柄の価格は、インデックス算出のために日本円に換算されます。

Refinitivから英国時間06:20に受領した外国為替BIDレートがインデックス算出に使用されます。これをクロージング外国為替レートと呼びます。

付録 B

気候サブセクターグループ

一次影響サブセクター・カテゴリ		二次影響サブセクター・カテゴリ	
533	探査と製造	583	再生可能エネルギー機器
537	総合石油・ガス	587	代替燃料
573	石油機器・サービス	2717	防衛
577	パイプライン	2723	容器・梱包
1353	原料化学品	2727	コングロマリット
1357	特殊化学	2733	電気部品・機器
1733	林業	2737	電子機器
1737	紙業	2757	機械：工業用
1753	アルミニウム	2771	デリバリーサービス
1755	非鉄	2775	鉄道
1757	鉄・鉄鋼	2777	輸送サービス
1771	石炭	2791	バックオフィスサポート
1773	ダイヤモンド・宝石	2793	企業研修会社・人材派遣会社
1775	一般鉱業	2795	財務管理
1777	金鉱	2797	産業向けサプライヤー
1779	プラチナ・貴金属	3355	自動車部品
2353	建材・備品	3357	タイヤ
2357	重量構造物建設	3533	醸造
2713	航空	3535	蒸留酒・ワイン醸造
2753	商用車・トラック	3537	ノンアルコール飲料
2773	海運	3573	農業・漁業
2779	トラック輸送	3577	加工食品
2799	廃棄処理サービス	3722	耐久家庭用品
3353	自動車	3724	非耐久家庭用品
7573	ガス供給	3726	内装
7575	多目的ユーティリティ	3728	住宅建設

一次影響サブセクター・カテゴリ		二次影響サブセクター・カテゴリ	
5751	空運	3743	家庭用電子機器
7535	電力（従来発電）	3745	娯楽用品
		3747	玩具
		3763	衣料品・装飾品
		3765	靴
		3767	パーソナル用品
		3785	タバコ
		4533	ヘルスケアプロバイダー
		4535	医療機器
		4537	医療用品
		4573	バイオテクノロジー
		4577	医薬品
		5333	薬品小売
		5337	食品卸・小売
		5371	アパレル小売
		5373	大規模小売店
		5375	改築・リフォーム製品小売
		5377	特殊消費者サービス
		5379	専門店
		5553	放送事業・エンタテインメント
		5555	広告代理店
		5557	出版
		5752	賭博
		5753	ホテル
		5755	娯楽サービス
		5757	飲食店・バー
		5759	旅行・観光
		6535	固定回線通信サービス
		6575	携帯通信サービス
		7537	電力（代替発電）
		7577	水道
		8355	銀行
		8532	総合保険
		8534	保険ブローカー

一次影響サブセクター・カテゴリ	二次影響サブセクター・カテゴリ
	8536 損害保険
	8538 再保険
	8575 生命保険
	8633 不動産所有・開発
	8637 不動産サービス
	8671 産業・オフィスリート (REIT)
	8672 小売リート (REIT)
	8673 住宅リート (REIT)
	8674 分散型リート (REIT)
	8675 特殊リート (REIT)
	8676 Mortgage REITs
	8677 ホテル・宿泊施設リート (REIT)
	8771 アセットマネージャー
	8773 消費者金融
	8775 スペシャルティファイナンス
	8777 投資サービス
	8779 住宅金融
	8985 株式投資
	9533 コンピューターサービス
	9535 インターネット
	9537 ソフトウェア
	9572 コンピューターハードウェア
	9574 電子オフィス機器
	9576 半導体
	9578 通信機器

付録 C

詳細はこちら

FTSE Russellの基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

[Glossary.pdf](#)

[Glossary ESG.pdf](#)

The FTSE Russell ESG Metricsウェブサイトは、次のリンクからアクセスしてください。 [ESG Metrics](#)

FTSE Blossom Japan Indexの詳細については、FTSE Russellでご入手いただくか、ウェブサイト www.lseg.com/en/ftse-russell/ をご参照ください。

免責事項

© 2024 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEGには、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.およびFTSE Global Debt Capital Markets Limited（以下、併せて「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited（以下「FTSE FI Europe」）、(5) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(6) FTSE (Beijing) Consulting Limited（以下「WOFE」）、(7) Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited（以下「RBSL」）、(8) Refinitiv Limited（以下「RL」）、(9) Beyond Ratings S.A.S.（以下「BR」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE Blossom Japan IndexはFTSE International Limitedまたはその関連会社、エージェント、パートナーにより、またそれら組織のために算出されるものです。FTSE International Limitedは、ベンチマーク管理者としてFinancial Conduct Authorityから認可を受け、規制を受けています。Refinitiv Benchmark Services (UK) Limitedは、ベンチマーク管理者としてFinancial Conduct Authorityから認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell® は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL、BR の取引名です。「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「WMM™」、「FR™」、「Beyond Ratings®」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSEグループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークで、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL または BR によって保有または許諾に基づいて使用されているものです。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEGが正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械的誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて"現状のまま"提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEGのメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、情報やLSEGの商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されない）の使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、正確性、適時性、完全性、商品性に関していかなる主張、予想、保証、表明も行わず、LSEG商品の特定目的への適切性または適合性に関して、明示または黙示を問わず、主張、予想、保証、表明を行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとなります。

LSEGメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません：(a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b)（たとえLSEGのメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても）当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEGのメンバーまたはその役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEGのメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレイトに直接投資することはできません。インデックスやレイトへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレイトを合法的に売買や保有することができることを確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSE Gの適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEGデータの使用および配布には、LSEGおよび/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。

